

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

大阪府内の地震等の大規模災害時において、大阪府（以下「甲」という。）が実施責任を負う歯科医療救護活動に関して、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び大阪府地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲と一般社団法人大阪府歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動及び避難所での歯科保健衛生活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医師等で組織される歯科医療班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（歯科医療救護計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療班の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関する歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

第4条 歯科医療班は、甲又は市町村が災害現場等に設置する救護所又は避難所において、次の各号に掲げる歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

- (1) 救護所での歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 避難所での歯科口腔保健衛生活動による被災住民等の健康管理
- (3) その他状況に応じた事項

（指揮命令）

第5条 歯科医療班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給等）

第6条 乙が派遣する歯科医療班が使用する医薬品等は、当該歯科医療班が携行するもののほか、必要に応じて、甲は医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、確保体制を整備するものとする。

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料等の供給等、乙が派遣する歯科医療班の歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 医療機関等に転送された場合における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療班の派遣に要する費用
- (2) 歯科医療班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療班の班員が負傷し、その活動が原因で疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金について、次に掲げる場合を除き大阪府災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年3月27日大阪府条例第3号)に定めるところにより、その損害を補償するものとする。

- (1) 歯科医療救護活動に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙若しくは医療救護活動に従事した者が締結する損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

3 乙が派遣した歯科医療班の班員が第三者に損害を与えた場合は、その班員の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上その賠償に当たる。

4 歯科医療班が歯科医療救護活動で行った業務に関し、患者との間に、医療事故又は医事紛争が生じた場合、甲と乙は速やかに調査し、協議の上誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(大阪府内市町村及び大阪府内の市町村に所在地を有する歯科医師会等との調整)

第10条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、市町村の行う歯科医療救護活動が、この協定に準じ、大阪府内の市町村に所在地を有する歯科医師会等の協力を得て円滑に実施されるよう、乙と必要な調整を行うものとする。

2 乙は、市町村の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、大阪府内の市町村に所在地を有する歯科医師会と必要な調整を行うものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示もないときは、

有効期間満了の日の翌日から起算して**1**年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を**2**通作成し、甲乙記名押印の上、各**1**通を保有する。

平成29年7月1日

甲 大阪府知事 松 井 一 郎

乙 一般社団法人大阪府歯科医師会
会長 太 田 謙 司